

制定 2008年5月14日

改正 2024年7月24日

(総則)

第1条 この運用内規は、同志社大学学則第15条の規定に基づき、同志社大学政策学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下、「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 政策学部では、早期卒業制度を本学大学院総合政策科学研究科との連携教育システムに位置づけ、優れた才能を一層伸長できると期待できる学生を早期に総合政策科学研究科へ進学させる制度として運用するものとする。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業を希望し、その認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 前号の卒業に必要な修得単位に対する成績評価の評定平均値（GPA）が3.0以上であること。
- (3) 本学大学院総合政策科学研究科の入学試験を受験のうえ合格すること。
- (4) 所属する演習担当教員からの推薦状があること。

(早期卒業希望登録、早期卒業候補者の決定および指導)

第4条 早期卒業を希望する者は、学年暦で定める1年次秋学期末在学学生成績通知日から2年次春学期履修科目登録期間最終日まで、2年次春学期末在学学生成績通知日から2年次秋学期履修科目登録変更期間最終日まで、又は2年次秋学期末在学学生成績通知日から3年次春学期履修科目登録期間最終日までのいずれかの期間に、早期卒業希望登録を行わなければならない。

- 2 早期卒業希望登録を行った者を早期卒業候補者とする。
- 3 本条第1項の登録を行おうとする者は、連帯保証人の早期卒業同意書を政策学部長に届け出なければならない。
- 4 本条第1項の登録を行った者は、登録後、所属する演習担当教員に学業の進捗状況を随時報告し、適切な履修指導を受けなければならない。
- 5 早期卒業候補者であって、第3条の早期卒業要件を満たす見込みの者は、本学大学院総合政策科学研究科の入学試験を受験し、合格しなければならない。

(早期卒業登録の対象者)

第5条 転入、編入、転学部、再入学、および入学後に休学した者は、早期卒業の希望登録を認めない。

(早期卒業希望登録の取消し)

第6条 早期卒業希望登録の取消しは、原則として認めない。

(早期卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は3年次の3月とする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、政策学部教授会の審議で決定する。

(附則)

この内規は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学者から適用する。